資料７

令和６年度墨田区就労支援連絡会の報告について

１　区内就労移行支援事業所
令和６年度２月１日現在　８か所
（１事業所統合廃止、１事業所開設、１事業所名称・所在地変更）

２　就労移行支援事業所　ゆめたまご すみだ（定員２０名）

一般企業等への就労状況　（単位：人）

年度	令和元年	２年	３年	４年	５年	６年※
就労者	８	７	１１	１０	９	８

※令和６年４月～令和７年２月現在

就職先：墨田区役所オフィスサポーター、金融関係事務補助、調理補助業務
軽作業、保育園清掃、特例子会社、行政事務補助等

《参考》法定雇用率

	令和６年４月～	令和８年７月～
民間企業	２．５％	２．７％
国・地方自治体	２．８％	３．０％
都道府県等の教育委員会	２．７％	２．９％

３　意見交換内容
・法定雇用率上昇と共に求人、就職者数が上昇、利用者が一時的に減少することもある
・幅広い層からの問い合わせが増えている。若年層；学生、通信の学校卒業生、大学卒業者・中退者など。その他４月に就職したがうまくいかなかった人、高次脳機能障害のリワーク等
・総合支援法内の就労定着支援（３年間）終了後の定着が難しいケースあり。
地域の区市町村障害者就労支援センター等に引継ぎを行っているが支援者が変わることが不調の要因となる。
・転職エージェント、退職代行サービス、いわゆる雇用率ビジネス等、障害者雇用を取り巻くビジネスが増え、その質が多様化しているので注視が必要

４　今後の課題等
・令和７年１０月１日開始予定の「就労選択支援事業」への取組、地域の支援力向上への活かし方について、情報共有し検討する必要がある
・令和５年度、連絡会参加について従来の区内就労移行支援事業所に加え、就労継続支援Ｂ型事業所にも呼びかけを行ったところ、多数の参加があった。就労選択事業開始により、就労継続支援事業所からの一般就労についても連携支援の必要が高まるため、ネットワーク強化が求められる。